

パネルディスカッション「土壤汚染に係るリスクコミュニケーションの推進」  
～事例を通して見る環境リスクと土地活用方法について～

H25. 3. 19 質問票・アンケート結果

1. 質問票

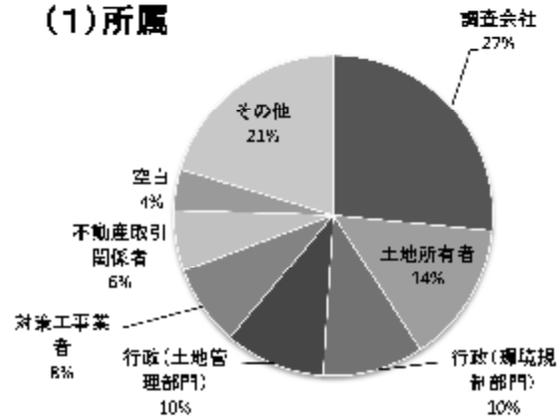
質問者の所属	質問したいパネル	カテゴリー	内容	回答
調査会社 対策工事 業者	専門家 行政	リスクに対する住 民の意識につ いて	VOC、油、水銀 揮発する物質により(溶出量で)汚染された土地 (に)住居を建てた時、住民の方に健康影響がないと言えるか。 コンクリート、アスファルト、インターロッキングなどで被覆するくらい で良いか。表層の土を 50cm? 1m? 2m? 入れ替えたなら良いのか。 (地下水飲用利用は無いとして) 戸建て住宅の場合、エンドユーザーにどう説明できるか。 また、フッ素、鉛などの揮発しない物質では戸建てでも問題ないと言え る? マンションなら大丈夫か?	パネルディスカッションにおいてパネルから回 答
対策工事 業者	行政	土壤汚染地の土 地活用方法につ いて コミュニケーション の手法について	リスク評価手法の詳細な説明が今後欲しい!	パネルディスカッションにおいてパネルから回 答
調査会社	行政	リスクに対する住 民の意識につ いて コミュニケーション の手法について 事業者・住民・自 治体の役割につ いて	一般の市民は土壤汚染土の上に家を建てた場合(に)ガンになる、 病気になると思っている人が意外に多いと思われます。 今後行政が土壤汚染は管理をしっかりしていれば恐くないという PR をしっかりすることにより土地活用がもう少し活発になると思います。 行政の PR に期待します。	パネルディスカッションにおいてパネルから回 答

質問者の所属	質問したいパネル	カテゴリー	内容	回答
土地所有者	行政	事業者・住民・自治体の役割について	例として、ある民間工場の周辺で土壌・地下水汚染が発見され、その民間工場が原因と推定された時の行政側からの対応手順は？（民間工場に特定施設等なく、又、民間工場での自主調査も行われていない場合）	パネルディスカッションにおいてパネルから回答
調査会社 対策工事 業者	未記入	未記入	<p>法4条調査において、開発時の掘削深度が浅い（1～2m）にも関わらず、10m以浅に「汚染のおそれ」があるからといって調査命令の対象となることに納得がいかない。</p> <p>このことについて述べられているガイドラインの表現の変化の経緯について御説明願います。</p>	<p>土壌汚染対策法の目的の一つに、汚染がある土地または汚染のおそれのある土地からの土壌の搬出による汚染の拡散防止があります。そのため、土壌汚染があれば、現時点で掘削や搬出がなされないとしても、将来の土地利用において汚染土壌が搬出される可能性があるため、区域指定により、汚染土壌の搬出を規制する必要があると考えられます。</p> <p>このことは法令上も、形質変更を行う土地において土壌汚染のおそれがあれば調査命令を発することができることとされており、この場合の汚染は地表あるいは掘削部分の汚染のみを指しているわけではありません。ガイドラインは、この法令の趣旨をより具体的に記述したもので、法令の規制をガイドラインにより強化したものではありません。</p>
			<p>汚染土壌が帯水層に（若干）触れる場合には準不透水層まで遮水壁を打ち水位を下げたから掘削することになっていますが、準不透水層が深い場合、工事費が極めて高くなります。</p> <p>工法として、短い目の遮水壁で、地下水揚水で汚染土壌と帯水層が触れない程度に地下水水位を下げられるならリスクが生じないと思われれます。必ずしも準不透水層まで遮水壁を打たなくても良いと思うのですがいかがでしょうか？</p>	<p>この規定の目的は、人為的な行為による地下水（帯水層）の汚染の拡大を防止することです。土壌のかく乱が無い状態では地下水の移動は緩やかで安定しているため、揚水施設や透過性地下水浄化壁により汚染の拡大防止が可能と考えられますが、形質変更を行う場合には土壌のかく乱により汚染物質の移動や溶出が促進されて地下水汚染が生じる可能性や地下水の移動状況が変化する可能性が考えられます。そのため、そのような状況においても確実に地下水汚染の拡大防止を図ることができる方法として、地下水水位を下げ汚染土壌と地下水が接する状態にならないよう管理すること、もし地下水が汚染されたとして確実に地下水汚染の拡大が防止できることの両方を確実に実現できる汚染拡大防止対策が必要になると考えられます。</p> <p>なお、汚染土壌について掘削除去措置を行った後は、汚染土壌が無いため、掘削工事に際して準不透水層までの遮水工の設置は不要です。</p>

## 2. アンケート結果

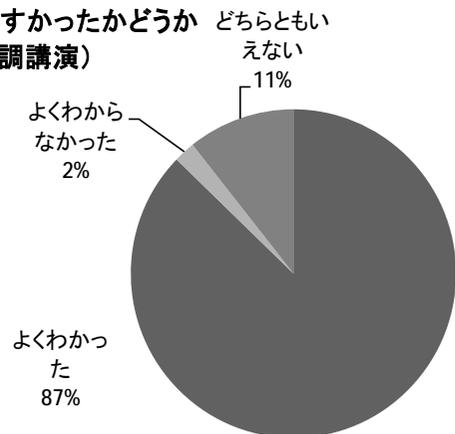
アンケート総数 49

### (1) 所属

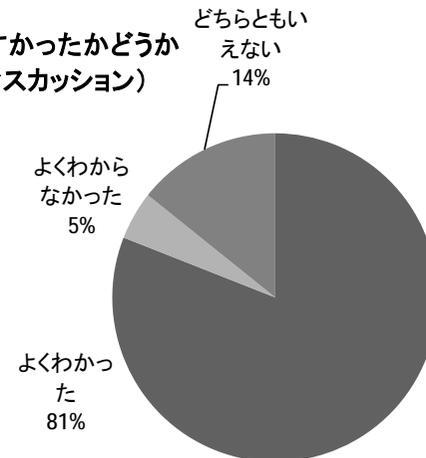


※ 「その他」の所属の例  
製造業、(会社)環境担当、団体職員など

### (2) わかりやすかったかどうか (基調講演)

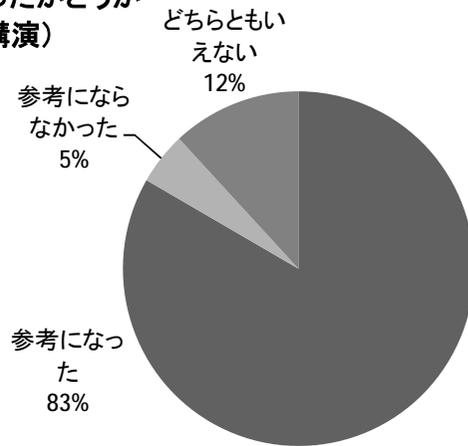


### (2) わかりやすかったかどうか (パネルディスカッション)

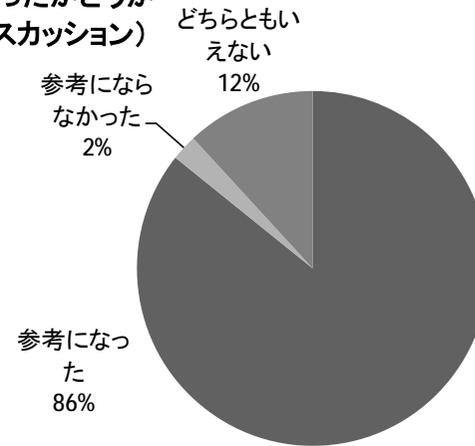


※ (2)は全回答数に締める割合

(3) 参考になったかどうか  
(基調講演)



(3) 参考になったかどうか  
(パネルディスカッション)



※(3)は全回答数に締める割合

#### (4) 今後取り上げて欲しいテーマ (要旨)

- ・リスクコミュニケーションの具体例について
- ・汚染された土地の有効活用の例示について  
(区域指定を受けた土地の利用状況の地図化、リスクコミュニケーション事例のリスト化、土地の買い手の本音など)
- ・土壌汚染対策のコスト及び必要な施工方法(技術)等について
- ・土壌汚染に関するリスク評価の実例について
- ・府民意識アンケート結果のさらなる詳細な分析について  
(地域性の違い、リスク不寛容層に土壌汚染の理解を深める方法の模索など)
- ・法規制がかからない土壌に汚染があった場合の拡散防止策及び今後の方向性について
- ・土壌汚染、地下水汚染による健康被害について
- ・手続きフロー、申請、届出等の詳細について

#### (5) 土壌汚染に係るリスクコミュニケーションの課題について (要旨)

- ・行政も、土壌汚染について完全浄化からリスク管理による土地活用へという考えを広めるべき。
- ・リスクの理解は国民性によるところが大きい。
- ・行政は、土壌汚染のリスクに関する情報発信をもっと行い、適切に理解してもらうことが必要。そうすれば、リスクコミュニケーションが円滑に進む。
- ・土壌汚染の認知度が低く、住民は発生した場合に不安を感じる。土壌汚染は、健康リスクは決して高くない場合が多いため、基準の超過の意味等、わかりやすく示すことで、不安の緩和につながる。
- ・ゼロリスクを求める方へのリスクコミュニケーションの方法。
- ・土壌汚染に関する情報発信に HP 以外の方法も検討すべき。
- ・リスクコミュニケーションでは、住民に対し、健康面だけでなく、広い環境側面からの「安心」を理解いただく必要がある。
- ・行政は、法に基づく指導を徹底してほしい。
- ・リスクコミュニケーションを円滑にすることで、土地の流動性が高まる。
- ・土壌汚染と土地資産の問題の対応が必要。
- ・法制度の変更が多い、また、難解である。
- ・法対象以外の有害物質への対応をどうするのか。
- ・土壌汚染と地下水汚染の関係を明確にすべき。
- ・環境問題は縦割りではなく、総合的な検討が必要。
- ・完全浄化の必要性の議論を深めるため、対策費用の説明方法を単用量あたりではなく総額にすべき。
- ・掘削除去は、更なる汚染の拡大につながるのではないか。